

淡海エコフォスター制度実施要領

（目的）

第1条 この要領は、本県が管理する公共的場所の美化および保全のため、県民、事業者等（以下「県民等」という。）が当該場所を愛情と責任を持ってボランティアで美化清掃する淡海エコフォスター制度を創設し、環境美化に対する県民等の意識の高揚を図るとともに、ごみの散乱を防止し、県民等と県が一体となった地域活動を推進することを目的とする。

（実施区域）

第2条 淡海エコフォスター制度により環境美化活動を行うことが適切な公共的場所は次のとおりとする。

- （1）一級河川琵琶湖の河川区域。ただし、人が容易に近寄れない区域ならびに市町管理の都市公園、漁港および船溜まりを除く。
- （2）港湾法（昭和25年法律第218号）の適用をうける港湾
- （3）滋賀県ごみの散乱防止に関する条例（平成4年滋賀県条例第20号）第11条第1項により美化推進地域に設定された河川
- （4）県が管理する国道および県道であって、原則として歩道を有する区域
- （5）その他知事が適切と認める区域

（届出）

第3条 エコフォスター（活動の実施者）は、10名以上で構成されるボランティア団体とする。

- 2 エコフォスターになろうとする者は、自らの公共的場所の環境美化活動区域を前条第1号から第4号までの区域から選定し、知事に実施希望届（様式第1号）を提出するものとする。ただし、同区域以外から選定する特段の理由がある場合はその区域を選定して、実施希望届を提出することができる。
- 3 エコフォスターであることを解消しようとする者は、知事に合意解消届（様式第2号）を提出しなければならない。合意解消した者は、合意解消日から3年を経過しないと実施希望届を提出することができない。
- 4 団体名称、代表者、所在地、活動区域に変更が生じた者は、知事に変更届（様式第3号）を提出しなければならない。
- 5 エコフォスターは、毎年度、知事にエコフォスター活動実施計画書（様式第4号）および実績報告書（様式第5号）を提出するものとする。
- 6 前4項については、電子申請システムにより提出できるものとする。

(合意書の交換)

第4条 知事は、実施希望届の提出があった場合は、その内容を審査し、適切と認められるときはエコフォスターと合意書を取り交わすものとする。

(エコフォスターの役割分担)

第5条 エコフォスターが行う公共的場所の環境美化活動（以下「フォスター活動」という。）の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 活動区域内の空き缶および吸い殻等の散乱ごみの収集
- (2) 活動区域内の除草
- (3) 環境保全に係る啓発活動および情報提供
- (4) その他必要な活動

2 フォスター活動により集められた散在性ごみ等は分別し、回収・処理については、市町等の指示に従うものとする。

3 エコフォスターは第1項第1号または第2号の活動をおおむね月に1回以上行うものとする。

4 フォスター活動を行うため、エコフォスターは別表を標準とする傷害保険へ加入するものとする。

(県の役割分担)

第6条 知事は、フォスター活動に対し、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- (1) ボランティア保険の加入に対する支援（県が一括加入する保険については、滋賀県土木交通部の建築工事入札参加資格審査において、エコフォスター制度参加に係る主観的評価項目の加点を申請している、または申請を予定するエコフォスターを除く。）
- (2) その他活動に必要と認められる事項に関する支援

(庶務)

第7条 淡海エコフォスター制度に関する庶務は、琵琶湖環境部循環社会推進課において処理する。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は知事が定めることができる。

付 則

この要領は平成12年6月27日から施行する。

この要領は平成17年4月1日から施行する。

この要領は平成18年3月1日から施行する。

この要領は平成19年4月1日から施行する。
この要領は平成20年4月1日から施行する。
この要領は平成22年4月1日から施行する。
この要領は平成27年3月17日から施行する。
この要領は令和3年2月1日から施行する。
この要領は令和7年5月1日から施行する。

別表（第5条関係）

傷害保険の内容

死亡・後遺傷害	1000万円程度
入院（日額）	5000円程度
通院（日額）	1500円程度

(様式第 1 号)

淡海エコフオスター活動実施希望届

令和 年 月 日

滋賀県知事 様

美化清掃を行う区域	実施団体 (エコフオスター)
場所の種類 湖岸、港湾、河川、道路、 該当項目に0 その他 ()	名称
場所の名称(道路名、河川名等)	代表者氏名
	団体の設置目的
場所の概略図(別紙添付でも可)	団体住所(書類送付先) 〒
	TEL () -
	ご担当者・連絡先(上記以外にある場合)
	構成人数 人
	清掃活動回数 該当事項に0印
主な活動内容	活動人数 1 回に 人参加
活動予定期間 1 年度 2 年度以上	清掃活動開始日 年 月 日
(どちらかにチェックをお願いします。) 滋賀県土木交通部の建設工事入札参加資格審査において、エコフオスター制度参加に係る主観的評価項目の<u>加点申請</u>を ☐ する、する予定である ☐ しない ※ 上記の<u>加点申請</u>をする(予定も含む)団体は、ボランティア保険加入に対する支援の対象外です。	

(様式第2号)

令和 年 月 日

淡海エコフオスター活動合意解消届

滋賀県知事 様

団 体 名 : _____

代表者名 : _____

当団体は、標記活動に係る知事との合意を、令和 年 月 日をもちまして解消いたします。

(様式第3号)

令和 年 月 日

滋賀県知事 様

団体名

代表者氏名

淡海エコフオスター活動変更届

令和 年 月 日付で下記のとおり変更しましたので、報告します。

記

変更内容

変 更 前 :

変 更 後 :

変更理由 :

団 体 名 : _____

代 表 者 名 : _____

令和 年度 淡海エコフオスター活動実施計画書

1 活動区域（合意区域）

2 活動における県一括でのボランティア保険への加入について、いずれかに○印をつけてください。

- ・ 加入する

・ 加入しない
- ・ 入札参加資格審査において加点申請している（申請を予定している）

3 令和 年度実施計画

活動日	参加人数	活動内容
月 日（ ）	人	
月 日（ ）	人	
月 日（ ）	人	
月 日（ ）	人	
月 日（ ）	人	
月 日（ ）	人	
月 日（ ）	人	
月 日（ ）	人	
月 日（ ）	人	
月 日（ ）	人	
月 日（ ）	人	
月 日（ ）	人	
延べ参加人数	人	

※記入欄が不足する場合は、任意の様式で作成し添付してください。

※実施日や活動人数は変更になっても問題ございません。現時点での予定を必ず御記入ください。

※活動人数については保険の加入の際の算定資料としますので、保険への加入を希望されます団体様におかれましては、参加される人数をできるだけ正確に御記入いただきますようお願いいたします。

(様式第5号)

滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課 宛て

(FAX:077-528-4845 E-mail: df0002@pref.shiga.lg.jp)

令和 年 月 日

団 体 名: _____

代 表 者 名: _____

令和 年度 淡海エコフオスター活動実績報告書

1 活動区域（合意区域）

2 令和 年度活動実績

活動日	参加人数	活動内容
月 日 ()	人	
月 日 ()	人	
月 日 ()	人	
月 日 ()	人	
月 日 ()	人	
月 日 ()	人	
月 日 ()	人	
月 日 ()	人	
月 日 ()	人	
月 日 ()	人	
月 日 ()	人	
月 日 ()	人	
延べ参加人数	人	

※記入欄が不足する場合は、任意の様式で作成し添付してください。

※土木交通部の入札参加資格審査において加点申請している団体は、すべての活動日の写真を、
それ以外の団体は、活動日のうち2回程度の写真を添付してください。

※県一括でのボランティア保険へ加入している団体は必ず延べ参加人数を記入してください。